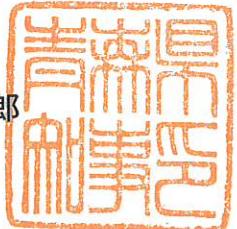


青原立第368号
令和6年3月19日

核のゴミから未来を守る青森県民の会

共同代表 阿部一久 殿
共同代表 奥村 荣 殿
共同代表 古村一雄 殿

青森県知事 宮下 宗一郎



質問状に対する回答について

2024年2月16日付けで提出のあった公開質問状について、別添のとおり回答します。

核のゴミから未来を守る青森県民の会への回答

<2024. 3. 19回答>

1. 国は本県に一時貯蔵されている高レベル放射性廃棄物ガラス固化体の搬出について事業者に対して安全協定の順守を指導することとしているが、実効性は乏しい。

県は事業者に対して期限を指定して、具体的スケジュールが示されない時は県として核燃料サイクル政策に協力できないことを明言すべきと考えるが、知事の見解と対応について伺いたい。

答1 最終処分に係るスケジュールについては、国によると、

- 高レベル放射性廃棄物の最終処分の実現に向けては、昨年4月に「特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針」を改定し、全国の自治体を個別訪問する全国行脚を開始するなど、取組を強化している
- 国としては、こうした取組全体の進捗状況等を踏まえながら、最終処分に係るスケジュールをどのようにすべきか、検討していくことが重要と考えているとのことです。

2 県としては、高レベル放射性廃棄物の最終処分については、国・事業者において、プロセスを含め、実現に向けて責任を持って取り組んでいただきたいと考えています。

2. 長崎県対馬市長が昨年9月に文献調査に応募しなかった理由の一つに「市民の間に分断が起き、合意形成が十分でなく、事業の全体像を可能な限り示すべき」とマスコミ（令和5年10月17日東奥日報）で報じられているが、国と県の認識と対応について伺いたい。

従って、知事は国に事業の全体像を示すことを求めるべきと考えるが、知事の見解と対応について伺いたい。

答 個別地点の判断等に関することについては回答を差し控えます。その上で、国からは、昨年8月に「最終処分は必ず解決しなければならない課題であり、政府一丸となって、かつ、政府の責任で、最終処分の実現に向けた取組を加速していく」旨

を確認しているところであり、国・事業者においては、国民の理解を得つつ、プロセスを含め最終処分地の早期選定に向けて、これまで以上に加速して取り組んでいただきたいと考えています。

3. 国が文献、概要、精密の調査段階ごとに何ヶ所で行う計画なのか、また文献調査開始時期に期限を設けないのか、更に開始時期がさみだれ式に始まれば、選定作業に時間差が生じることについてどう考えているか、各々について知事は国に確認すべきと考えるが、知事の見解と対応について伺いたい。

答1 国によると、

- 先行する諸外国の処分地選定プロセスでは、10件程度の関心地域が出て、そこから順次絞り込んでいるように、日本においても、最終処分の最初の段階である文献調査の実施地域を拡大させていくことが重要である。概要調査及び精密調査の対象地域数の目安は示していない
- 最終処分法に基づく調査や建設に要する期間は、目安を示している。ただし、実際には、具体的な立地地点の状況や規制審査の状況等、様々な要因に左右されることも想定されるものであることから、そもそも調査期間には幅があるものと認識している
- 去る2月13日、総合資源エネルギー調査会の作業部会、地層処分技術ワーキンググループにおいて、NUMO（原子力発電環境整備機構）が作成した文献調査報告書の原案が示され、作業部会での議論が開始されたところである
- 引き続き、地域の皆様の声にしっかりと向き合い、説明を重ねながら、文献調査のプロセスを丁寧に、そして着実に進めていきたいとのことです。

2 いずれにしても、県としては、今後の動向を注視して参ります。

4. 能登半島地震により、自治体の最終処分場に対する不安と疑問がこれまで以上に高まり、文献調査受け入れる自治体が少なく、調査等に更に時間を要し、最終処分場選定が遅れると考えるが国と県の認識と対応について伺いたい。

答1 国によると、

- 最終処分施設建設地の選定に当たっては、既存の資料を収集・評価する文献調査だけでなく、ボーリング等を行う概要調査、地下施設での試験等を行う精密調査を段階的に行うことで、NUMO（原子力発電環境整備機構）が多様なリスクを丁寧に分析することとしている
- 引き続き、最終処分の実現に向けて、こうした最終処分事業の内容への国民理解が深まるよう、全国で必要な情報提供等にしっかりと取り組んでいくとのことです。

2 いずれにしても、国・事業者においては、国民の理解を得つつ、最終処分地の早期選定に向けて、これまで以上に加速して取り組んでいただきたいと考えています。

5. 前回質問2、3に対する回答では本県を地層処分相当の放射性廃棄物の最終処分地にしないとありますか、他の放射性廃棄物の最終処分地も拒否するべきと考えるが知事の見解と対応について伺いたい。

6. 前回質問11の海外返還低レベル放射性廃棄物に対する回答は、昭和60年の「立地基本協定」に含まれているとのことあります。

その認識にたてば、昭和59年7月に電気事業連合会が示した、低レベル放射性廃棄物貯蔵施設の概要に記述されている「原子力発電所等で発生した低レベル放射性廃棄物を最終貯蔵します」の「等」には「海外再処理によって発生した低レベル放射性廃棄物」「原子炉廃止措置によって発生する低レベル放射性廃棄物」も「立地基本協定」に含まれ、既に立地要請されているとの認識を県は持っているのか、県の認識について伺いたい。

答1 本県では、六ヶ所低レベル放射性廃棄物埋設センターにおいて、原子力発電所の運転に伴い発生するピット処分相当の低レベル放射性廃棄物を受け入れているところです。

2 同センターに運び込む対象となる低レベル放射性廃棄物について、県では、昭和59年に立地協力要請を受けた際、電気事業連合会から、「原子力発電所からの通常運転により発生する廃棄物、廃炉時に発生する低レベル放射性廃棄物及び当地点の

他の施設から発生する低レベル放射性廃棄物等が対象となるが、当面、原子力発電所で発生する低レベル固体廃棄物（200リットルドラム缶入り）を搬入する」旨の説明を受けています。

3 なお、その後、廃炉時に発生する低レベル放射性廃棄物等他の放射性廃棄物の埋設処分については、事業者からの話もなく、県として申し上げる状況にはありません。

7. むつ中間貯蔵施設に使用済核燃料を搬入する環境、条件の必須要件の一つとして、50年後の再処理工場における再処理稼働の可否等の具体的計画を国に求めるべきと考えるが、知事の認識と対応について伺いたい。

答1 むつ市の使用済燃料中間貯蔵施設に一時貯蔵される使用済燃料については、国によると、

○我が国は全ての使用済燃料を再処理することを基本としており、搬出時に稼働している再処理工場で処理することになる
とのことです。

2 いずれにしても、事業開始については、県としては、今後事業者から示される搬出計画や貯蔵計画、さらには核燃料サイクル政策等を総合的に見極めた上で適切に対応していきます。

8. 現時点では我が国が保有するプルトニウムは40tを超え、一方で六ヶ所再処理工場の本格操業及びプルサーマル計画達成の見通しが無いことから今後50年、60年の中、長期的な原発、プルトニウム利用計画を国に求めるべきと考えるが、知事の見解と対応について伺いたい。

答1 去る2月16日に電気事業連合会が公表したプルトニウム利用計画による
と、2026年度には0.7トン、2027年度には2.1トン、2028年度
には1.4トン、2030年度までに年間約6.6トンのプルトニウムの利用が

見込まれています。この約6.6トンは、六ヶ所再処理工場フル操業時に回収されるプルトニウム量に相当するものです。

2 なお、実際の再処理量は、今後、使用済燃料再処理機構が使用済燃料再処理等実施中期計画を策定し、経済産業大臣の認可を得るものですが、平成30年7月の原子力委員会決定により、プルサーマルの着実な実施に必要な量だけ再処理が実施されるよう認可を行うものとされています。

3 いずれにしても、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効活用する核燃料サイクルの推進は、我が国の一貫した基本政策であり、県としては、国において、中長期的に責任をもって取り組んでいただきたいと考えています。

9. 2024年能登半島地震の最大震度は7で志賀原発は震度5強で、観測された地震動は部分的に想定を超えていた。

六ヶ所再処理工場は、基準地震動を700ガルと想定しているが、これを超えることも考えられることから再処理工場の基準地震動の見直しを国、事業者に求めるべきと考えるが、知事の見解と対応について伺いたい。

答 基準地震動について、国は

- 基準地震動の設定では、不確かさの考慮を求めるなど、想定外の事象を可能な限り少なくする手法で保守的に評価することを求めている
 - 基準地震動を超えるような地震が発生する可能性は否定できないが、策定された地震動の応答スペクトルがどの程度の超過確率に相当するのか確認している
 - 事業者に対し、地震動の超過確率を適切に参照するよう求めており、その上で、基準地震動を超える地震による施設の大規模な損傷が発生した場合における重大事故の緩和などに対し、適切な措置を整備することを確認している
- という見解を示しています。いずれにしても、県としては、今後の国の対応を注視していきます。

10. 能登半島地震は、海底の断層と陸地の断層が150キロメートルに渡り運動して発生したとの専門家（活断層学会会長・名古屋大学教授鈴木康弘氏など）の指摘があり、海岸線が長さ約90キロにわたり、最大で約4m隆起したとの報道もあります。

六ヶ所再処理工場の活断層問題で、この地域の大規模な隆起地形が認められています。下北半島太平洋沖の大陸棚外縁断層の活動性及び六ヶ所断層の存在と再処理工場敷地近傍の出戸西方断層との連続性と関係性の検証を指摘した専門家（日本地理学会・東洋大学教授渡辺満久氏など）もいます。

従って、県として国と事業者に再処理工場周辺の陸域・海域の断層の更なる調査・研究と各断層の連動及び関係性の検討・評価を求めるべきと考えるが、知事の見解と対応について伺いたい。

答1 六ヶ所再処理工場事業変更許可に係る審査では、太平洋鷹架沼沖以北に確認されている大陸棚外縁断層について、

○大陸棚の棚上（だなうえ）、棚下（だなした）における海上ボーリング調査、海上音波探査等を実施した結果、第四紀中期更新世（約77～13万年前）後半相当に変異・変形は認められないことから、第四紀後期更新世以降（12～13万年前以降）の活動はなく、震源として考慮する活断層には該当しないとしています。

2 また、出戸西方断層について、

○地質構造等を総合的に検討して保守的に端部を評価し、断層長さを約11キロメートルとした上で、海上音波探査等の結果から海側等には連続しないことを確認している

としており、県としては、御指摘の点について、国において厳正な審査がなされたものと受け止めています。